

貸与奨学金

2024年度 第一種奨学金
第二種奨学金

確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

〔大学・短期大学・専修学校専門課程〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、内容を理解したうえで記入してください。

特に

貸与奨学金を申し込む前に
知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 奨学金を借りるには、「 機関保証 」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「 人的保証 」（父母及び親族などが保証）の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【保証】（4）	●	
2. 「 機関保証 」を選んだ人の振込額は、 貸与月額から保証料が差し引かれた金額 になります。※確認書裏面【保証】（4）	●	
3. 奨学金を借りるには、個人情報情報の取扱いに同意する必要があります。個人情報情報機関には、 延滞した場合のみ個人情報登録 されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「 返還誓約書 」などの 提出が必要 です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、 振込済奨学金の全額を返金しなければなりません 。※確認書裏面【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】（5）	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、 在留資格によって借りることができない場合があります 。※確認書裏面【貸与期間の取扱い】（8）【申込資格】（10）	●	
6. 奨学金は、 学生本人の口座に振り込まれます。本人以外の口座には、振り込むことができません 。※確認書裏面【振込】（11）（12）	●	
7. 無利子の第一種奨学金は、返還方式として「 定額返還方式 」か「 所得連動返還方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【返還方式】（1）～（3）	●	
8. 第一種奨学金と給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する授業料減免を受けているときは、第一種奨学金の貸与額が増額又は減額されることがあります。※確認書裏面【月額の変更】（14）	●	
9. 利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 利率固定方式 」か「 利率見直し方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】（15）～（17）	●	
10. 学業成績不振などの場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります 。※確認書裏面【貸与中の手続き等】（21）	●	
11. 奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための 振替用口座（リレー口座）に加入する必要があります 。返還を延滞すると、 延滞金が課されます 。※確認書裏面【返還の方法】（1）		●
12. 返還が難しい時は、願い出により 月々の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度 や 返還を先送りする制度 を利用できる場合があります。また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を通算10年間（120か月）先送りできます。※確認書裏面【その他手続き等】（15）（16）		●
13. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、 連帯保証人（父または母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求 する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】（1）		●



●「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）2024年4月10日

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※d～gの在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。
※外国籍の人でb～f以外の在留資格「留学」等の人は貸与の対象とはなりません。

学校名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生証)番号
日本学生支援大学		経済	経済	123456
本	学校の種類	〒162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7		
	専修学校専門課程	東京大学		
人	フリガナ	氏名	生年月日	性別(任意)
	ショウガク タロウ	奨学太郎	昭和17年5月1日	男
	国籍又は在留資格	【該当を○で囲む】 a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)		

【個人情報同意事項】 機構は、個人情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
 (個人情報機関の利用・登録等)
 1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不届の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
 3. 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されており、なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。
 ① 機構が加盟する個人情報機関: 全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/paic/>
 ② 同機関と提携する個人情報機関
 (例) 日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・ 誠シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>
 (代位弁済後の情報提供について)
 4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。
所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。

重要
採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。
添付書類は選択する保証制度により異なります。
保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3部を参照してください。

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

〔大学・短期大学・専修学校専門課程〕

(西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込の入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

*必ず本人が記入してください。

学 校 名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生証)番号
学校の種類	大学(学部)・短期大学 専修学校専門課程		電話番号(自宅) (携帯)	— — — —
フリガナ	現住所			
氏名	生年月日	昭和・平成	年 月 日	性別(任意) 男・女
漢字				
国籍又は在留資格	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等			
【該当を○で囲む】	f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d~gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)			

※飛び級等で、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報は返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)

①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・ ㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・ ㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--

1. 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式(以下、「定額返還方式」とし...)
(2) 所得運動返還方式を選択した場合は、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金を算出されることができません。
(3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願ひ出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得運動返還方式への変更が不可能です。

- 【貸与の手続等】
(18) 奨学金を受けたい場合は、必ず本人が在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
(19) 奨学金は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。休学、復学、転学、編入学、留学(休学)又は退学したとき。本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
(20) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
(21) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
(22) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。

- ② 返還方式で所得運動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願ひ出した際に受けている保証が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
③ 連絡先を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学金本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選択し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
④ 奨学金申込み時に連帯保証人及び保証人を選択し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡した等、真正に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けたことになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができ(上記③の返還方式の変更の場合を除く)

- 【返還規約書(個人信用情報の取扱いに関する同意書)】
(5) 機関保証を選択した奨学金は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証料を支払ったことを表示した返還規約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書提出しなければなりません。
(6) 個人番号等機構と連帯する押印した返還規約書提出しなくてはなりません。
(7) 連帯保証人として本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として本人の父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学金の4親等以内(父母を除く)の親族でなければなりません。

- 【貸与期間の取扱い】
(8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分(それぞれ別の学校区分科を、大学資格とする)及び別科、専修科等における修業年限2年以上の専修科、専門学校課程(大学資格とする)に属する学校それぞれ異なる学校区分科を区分し、現在在学中の学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在在学する学校における修業年限を定め、貸与を受けなければならない。
(9) 第一種奨学金の長期履修課程に在学する者は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

- 【申込資格】
(10) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者とする。ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者。イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもつて本邦に在留する者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者。
(ア) 12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者
(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
(ウ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めたもの

- 【振込】
(11) 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く)、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合(以下「開設先」とし、本人名義の預貯金口座に振り込まれる。)
(12) 分月を始めて基本月額に振り込まれる。特別の事情が生じたときは、2月分月を始めて交付することになります。本人入学時特別増額貸与奨学金は、入学日から始めて基本月額の振込先として設けられた奨学金名義の預貯金口座に振り込まれます。

- 【月額の変更】
(13) 平成30年度以降入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入、所得金額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。
② 第一種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続きにより変更することができます。ただし、採用時、自宅外通学の貸与月額を変更した者が、自宅通学に変更した場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更届(届)」の届出が必要で、この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。(大学院は除く)。
③ 第二種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続きにより変更することができます。併せて給付奨学金もしくは大学等における修士の支援に関する法律第八条第三項の規定による奨学金減免を受けたときは、併合法令の規定に基づき、その減免された金額が削減されることとなります。
④ 貸与期間中に、本人の進学先や進学先の変更、進学先の変更による奨学金の貸与月額の変更等があるときは、併合法令の規定に基づき、その減免された金額が削減されることとなります。
⑤ 進学先の変更による奨学金の貸与月額の変更があるときは、併合法令の規定に基づき、その減免された金額が削減されることとなります。
⑥ 進学先の変更による奨学金の貸与月額の変更があるときは、併合法令の規定に基づき、その減免された金額が削減されることとなります。
⑦ 進学先の変更による奨学金の貸与月額の変更があるときは、併合法令の規定に基づき、その減免された金額が削減されることとなります。

- 【利率の算定方法】
(15) 第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力する方法、又は「奨学金申込み書」に記載した方法に従って、奨学金のお取り扱いに定められます。
(16) 利率見直し方式は、貸与終了時、奨学金の借入れに充てられた資金の借換えに充てられた資金の借換えの利率に、奨学金の借入れに充てられた資金の借換えの利率を加算して算定されます(貸与終了時に、奨学金の交付に充てられた資金の借換えの利率に、奨学金の借入れに充てられた資金の借換えの利率を加算して算定されます)。

- ③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てられた資金の借換えに充てる5年利見直し方式の財政の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財政の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます(貸与終了時は、奨学金の交付に充てられた資金の借換えの利率に、奨学金の借入れに充てられた資金の借換えの利率を加算して算定されます)。

- し方式)に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
(17) 第一種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間内におけることができます。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

- 【貸与の手続等】
(18) 奨学金を受けたい場合は、必ず本人が在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
(19) 奨学金は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。休学、復学、転学、編入学、留学(休学)又は退学したとき。本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
(20) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
(21) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
(22) 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。

2. 奨学金の返還に係る事項

- 【返還の方法】
(1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第一地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれか、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれか、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行及びその他の銀行のいずれか、奨学金の返還に使用しない金融機関(信用金庫等)を選択し、機構が指定する期限までに入金する必要があります。滞りしている割賦金(利子を除く)の額に返還期日の翌日から返還した日までの滞り(年365日あたり)3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。機関保証を選択した場合、督促状を受けなくても延滞していること、機構の代位弁済請求に基づき保証機構が機構へ保証債務の履行(代位弁済)を行うこと、代位弁済後は、機構に代わり保証機構が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の違延損害金を課されます。督促状を受けなくても延滞していること、本人に代位弁済額を請求することもありません。人的保証を選択した場合、督促状を受けなくても延滞していること、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的な手続きを行うこともありません。

- (2) 返還方式が定額返還方式の場合は、返還規約書において月賦返還又は月賦延滞雇用返還のいずれかの返還方式を選択することになります。なお、選択した返還方式が原則として変更できません。
(3) 返還方式が定額返還方式の場合は、20年(月賦返還で240回)以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって算定されます。割賦額は、第一種奨学金(元本)及び第二種奨学金(元本)に相当する元金と元利均等計算により算出された金額です。
(4) 返還方式が所得運動返還方式の奨学金の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定額返還方式から所得運動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方式を選択した場合は、返還方法は月賦返還に変更されます。
(5) 割賦金(元本・利子)の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
(6) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
(7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的な手続きを行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者(本人、連帯保証人又は保証人)の負担となります。
(8) 滞り、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務者(本人)の滞りについて、滞り期間の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。

- ※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。
(9) 口座振替(リレー口座)による返還が適当でない場合、機構が判断した場合は、機構の指定する方式により返還するものとします。
(10) 延滞に要する手数料を除いた返還未済金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。
(11) 本人、連帯保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返還がない場合、または所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することになります。
(12) 本人確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき、速やかに機構に届け出なければなりません。
(14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に 변경があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出た氏名、住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
(15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひにより減額返還(1回当たり割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に相当した返還期間を延長して返還する方法)を適用することができます。ただし、返還方式で所得運動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
(16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することができます。
(17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
(18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によるため、その奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
(19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金については、在学中特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます。
(20) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び個人番号等利用先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方自治情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、この場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学金規程」その他の諸規程の定めによります。